

(公印省略)
砂第 1229 号の2
令和 7 年 8 月 29 日

公益社団法人 兵庫県建築士会会長 様

兵庫県土木部砂防課長

土砂災害警戒区域等の指定の解除・改正について

本県の砂防行政につきましては、平素から格別のご理解をいただき厚くお礼申し上げます。
下記 1 の地区について、下記 2 のとおり指定を解除・改正しましたので、会員の皆様方へ
周知をお願いします。

記

1 解除・改正地区 神戸市 再度筋 I 地区ほか

2 解除・改正区域数及び公示日等

(1) 改正

土砂災害特別警戒区域 3 箇所（急傾斜地の崩壊 3 箇所）

令和 7 年 8 月 29 日兵庫県告示第 812 号、第 813 号

(2) 解除

土砂災害警戒区域 1 箇所（急傾斜地の崩壊 1 箇所）

令和 7 年 8 月 29 日兵庫県告示第 811 号

土砂災害特別警戒区域 4 箇所（急傾斜地の崩壊 4 箇所）

令和 7 年 8 月 29 日兵庫県告示第 814 号、第 815 号、第 816 号

3 公示の相談窓口

神戸県民センター神戸土木事務所管理課（電話：078-737-2135）

【担 当】

兵庫県 土木部 砂防課 管理班 大野

TEL：078-341-7711（内線 75283）

FAX：078-362-4281

MAIL：Jumpei_Oono@pref.hyogo.lg.jp